

ハッピーウェディング支援事業

市では、市内に在住する未婚者の積極的な結婚活動を支援します。

1 会員登録支援

補助対象者	市内在住の未婚者で『やまぐち結婚応援センター』へ登録した人
補助対象経費	『やまぐち結婚応援センター』の入会登録料
補助金額	5,000円
その他	入会登録料の領収書の提出が必要です。また、補助は一度に限ります。

2 参加者支援

補助対象者	市内在住の未婚者で「やまぐち結婚応援センター」が開催するイベントに参加された人
補助対象経費	「やまぐち結婚応援センター」の開催するイベントの参加費
補助金額	5,000円を上限額とし、申請回数は1回とします。
その他	イベント参加費の領収書提出が必要です。

住宅団地販売促進事業

市が所有する住宅団地の分譲を促進するため、各種奨励金を設けます。

1 販売奨励金

交付対象者	市住宅団地において、市と分譲希望者との仲介を行った宅地建物取引業者	
交付対象土地	美祢住宅団地「来福台」(大嶺町東分来福台) 長田定住団地(美東町長田) 旦住宅団地「りんどうの丘」(秋芳町岩永本郷)	
補助金額	分譲価格を下記の額ごとに区分し、その割合を乗じた額の合計	
	区分	割合
	200万円以下の額	100分の5.4
	200万円を超え、400万円以下の額	100分の4.32
	400万円を超える額	100分の3.24
その他	市が直接分譲するものに限ります。また、申請には宅地建物取引業免許が必要です。	

2 完成見学会実施奨励金

交付対象者	市住宅団地において、住宅の完成見学会を2日以上実施した事業者
交付対象土地	美祢住宅団地「来福台」(大嶺町東分来福台) 長田定住団地(美東町長田) 旦住宅団地「りんどうの丘」(秋芳町岩永本郷)
補助金額	30万円 但し、市内事業者は30万円加算、準市内事業者は15万円加算
その他	実施にあたってはチラシや広告媒体等による周知が必要です。 なお、建替え、リフォームなどによる見学会は該当しません。

定住促進に係る各種補助金

定住人口の増加を図るため、定住に関する各種補助金があります。

1 Mineワクワク住マイル事業補助金

市内に住宅を取得され、補助要件を満たす市民に最大300万円の補助金を交付します。
平成30年3月31日までの住宅取得が条件です。

Mineワクワク住マイル事業



2 三世代同居等促進事業補助金

市内において住宅を取得された場合や、市内への転入により、三世代が同居又は近居になった場合に補助金を交付します。

美祢市 三世代同居等促進事業



3 空き家有効活用促進事業補助金

空き家等情報バンクに登録している家屋の改修に要する経費、及び空き家等情報バンクに登録する家屋の所有権移転登記に要する経費を補助します。

美祢市 空き家有効活用促進事業



問合せ先

企画政策課 (☎0837(52)1112)

障害児介助用自動車購入費等を助成します

車いすを使用する在宅の身体障害児が住み慣れた地域で生活するため、通院や通学などに使用する介助用自動車を購入する場合にご利用ください。

対象	以下のすべてに該当する人 ※所得制限あり <ul style="list-style-type: none"> 市内に住所を有する身体障害者手帳の下肢機能障害1～2級、体幹機能障害1～3級、脳原性移動機能障害1～2級の身体障害児を在宅で介助している世帯 車いすを使用しなければ外出が困難な障害児のいる世帯 	助成額	助成の対象となる人が既に改造された自動車を購入する経費、又はリフト付き等に改造する経費のうち50万円まで
		問合せ先 地域福祉課 (☎0837(52)5227) (☎0837(52)1490)	

住宅リフォームに助成します

対象者	市に住民票があり、市税を滞納していない人で、過去に同一の助成金を受けていない人	対象 工事	<ul style="list-style-type: none"> ・自らが居住する住宅の工事 ・消費税を除く工事費が30万円以上の工事 ・補助金交付決定通知があった日以降に着手し3か月以内に完了する工事 ・市内に本社本店（個人事業主含む）がある施工業者に依頼するリフォーム工事 ・市のほかの助成を受けていない工事 ※その他条件があります。
助成額	上限を10万円として工事金額（消費税を除く）の1割を市内共通商品券などで助成します。		
申請期間	4月17日(月) 9時から ※申請額が予算額に到達した時点で終了		

市内就職祝金を支給します

平成29年度から新たに「移住定住就職者」枠を設けました。「新規学卒就職者」や「転入就職者」が下記要件を満たした場合、祝金を追加支給します。

また、従来の「新規学卒就職者」と「転入就職者」についても、申請期間などがこれまでとは変更となっていますので、ご確認ください。

支給 対象者	それぞれ全ての要件に該当する人							
	新規学卒就職者 <ol style="list-style-type: none"> ① 平成28年4月2日以降、市内事業所（官公庁を除く。）に正規社員として就職していること。 ② 中学校、高等学校、大学、専門学校などのいずれかを卒業してから、2年以内に就職していること。 ③ 就職した日に本市に住所を有し、引き続き定住していること。 ④ 過去に就職祝金（旧制度含む。）の支給を受けていないこと。 	移住定住就職者 <ol style="list-style-type: none"> ① 左記「新規学卒就職者」又は「転入就職者」であること。 ② 引き続き1年以上本市に住所を有していること。 ③ 引き続き1年以上同一事業所に在職していること。 						
	転入就職者 <ol style="list-style-type: none"> ① 平成29年1月1日以降に転入し、転入日の年齢が40歳以下であること。 ② 転入日と同じ年に市内事業所（官公庁を除く。）に正規社員として就職していること。 ③ 転入日以降、本市に住所を有し、引き続き定住していること。 ④ 転入の形態が事業所の人事異動又は研修などによる移動でないこと。 ⑤ 過去に就職祝金（旧制度含む。）の支給を受けていないこと。 	<table border="1"> <tr> <td>就職祝金額</td> <td> 「新規学卒就職者」、「転入就職者」 1万円 「移住定住就職者」 2万円 </td> </tr> <tr> <td>申請方法</td> <td> 「就職祝金受給申請書」と「就職祝金請求書」に必要事項を記入のうえ、在職証明書（就職先の会社が記入）と住民票の写しを添付して、商工労働課へ提出してください。 （各様式は商工労働課で用意していますが、市ホームページからもダウンロード可能です。） </td> </tr> <tr> <td>申請期間</td> <td> 「新規学卒就職者」、「転入就職者」 就職した日から2年以内 「移住定住就職者」 就職した日から1年経過後、2年以内 </td> </tr> </table>	就職祝金額	「新規学卒就職者」、「転入就職者」 1万円 「移住定住就職者」 2万円	申請方法	「就職祝金受給申請書」と「就職祝金請求書」に必要事項を記入のうえ、在職証明書（就職先の会社が記入）と住民票の写しを添付して、商工労働課へ提出してください。 （各様式は商工労働課で用意していますが、市ホームページからもダウンロード可能です。）	申請期間	「新規学卒就職者」、「転入就職者」 就職した日から2年以内 「移住定住就職者」 就職した日から1年経過後、2年以内
	就職祝金額	「新規学卒就職者」、「転入就職者」 1万円 「移住定住就職者」 2万円						
申請方法	「就職祝金受給申請書」と「就職祝金請求書」に必要事項を記入のうえ、在職証明書（就職先の会社が記入）と住民票の写しを添付して、商工労働課へ提出してください。 （各様式は商工労働課で用意していますが、市ホームページからもダウンロード可能です。）							
申請期間	「新規学卒就職者」、「転入就職者」 就職した日から2年以内 「移住定住就職者」 就職した日から1年経過後、2年以内							
住宅リフォームの助成・市内就職祝金の支給に関する 申請・問合せ先 商工労働課 ☎0837(52)5224								

臨時福祉給付金（経済対策分）の申請

受付期間 4月3日(月)～8月31日(木)

消費税率引上げによる影響を緩和するため、低所得世帯の負担の影響に配慮し、給付金を支給します。

対象	平成28年1月1日時点で美祢市の住民基本台帳に登録があり、以下の条件をいずれも満たす人	支給額	対象者1人につき15,000円
	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度市民税（均等割）が課税されていない人 ・平成28年度市民税（均等割）が課税されている人の扶養親族などになっていない人 ・生活保護を受けていない人 	申請方法	支給対象と思われる人には3月下旬に申請書などを送付します。申請書に必要事項を記入・押印のうえ、必要書類を添付して、同封の返信封筒で郵送又は受付窓口に直接持参してください。
		申請場所	市役所本庁（庁舎裏駐車場仮設プレハブ）、各総合支所総合窓口課、各出張所
		支給時期	5月以降に順次口座振込（予定）

問合せ先 臨時福祉給付金窓口 ☎0837(54)1414 地域福祉課 ☎0837(52)5227